令和4年度 新西浦地区センター基本計画 策定業務委託に関する技術仕様書

委託名称 令和4年度 新西浦地区センター基本計画策定業務委託

委託場所 沼津市西浦平沢 地内

委託概要 地域地区 都市計画区域

用途地域 市街化調整区域 建設予定地 沼津市西浦平沢地内

敷地面積 11,608.0㎡ (西浦小学校 学校管理台帳より)

規模構造 鉄筋コンクリート造 3階建

(旧校舎) 延べ床面積 約2,436㎡

(西浦小学校 学校管理台帳及び沼津市個別施設計画より)

本業務委託は、旧西浦小学校跡地を改修し、新西浦地区センター及び常備消防庁舎、消防団 詰所等を整備するための、基本的な図面や都市計画法等関係法規に適合するための図書を作成 し、令和5年度以降に実施する予定である基本設計及び実施設計の基礎資料とすることを目的 としている。詳細は以下のとおり。

1 委託業務の内容

(1) 別紙指示事項に基づき、下記の工事の基本設計図および諸官庁との協議を行う。 なお、基本設計及び実施設計については、令和5年度以降に別途実施する予定である。

ア 西浦地区センター 建築主体工事(改修工事、EV棟の新築工事)

イ 電気設備工事

(2) 次に掲げる設計図書の作成

ア 設計図案内図、配置図(動線計画を含む)イ 建築図各階平面図(各室面積表)、立面図

ウ 設備図 敷地内への引込経路がわかる図面

工 説明資料 基本計画説明書、意匠計画書

オ 外構計画図等 都市計画法の開発協議に係る図書 他

- カ 静岡県建築基準条例第10条に適合することを検討する図面
- キ 敷地内における有効幅員を確保する通路を検討する図面
- ク 概算工事費の算出
- ケ 関係法令に基づく許認可手続きの申請書。主なものは以下のとおり(重複あり)
 - (7) 都市計画法の開発許可に係る協議図書
 - (4) 自然公園法に係る許可申請図書
 - (†) 建築基準法第12条5項に係る図書
 - (エ) 静岡県建築基準条例第10条に係る書類 等
- コ その他必要とするもの
 - (7) 想定工事工程表
- (3) 外観イメージ図は、数パターンの説明資料を作成すること。(説明資料CADデータ)
- (4) (1)~(3)において関係機関との協議記録(word又はPDFデータ)

2 施設計画

施設の内容は以下のとおりとするが、西浦地区センター建設委員会等との協議の結果により、本業務委託にて策定する基本計画に定めたものについて追加、削除を行う。

- 1階(別紙各階平面図案を参照)
 - ・玄関ホール (ロビー)
 - 調理室
 - 多目的室
 - 和室
 - ・図書コーナー
 - ・地区センター大会議室
 - ・地区センター窓口
 - 小会議室
 - ・湯沸室
 - 消防用緊急出動車車庫
 - ・男女トイレ 等
- 2階(別紙各階平面図案を参照)
 - · 消防団倉庫
 - ・消防団事務所
 - ・地域防災センター (平常時はトレーニングルームとして使用)
 - 消防倉庫
 - ・シャワー室 (脱衣洗面所含む)
 - 仮眠室
 - 女性専用室
 - ・食堂及び湯沸室
 - 消防事務所
 - · 消防会議室
 - ・男女トイレ 等
- 3階(別紙各階平面図案を参照)
 - ・3階は活用方法を検討中。用途については、その活用方法による。

その他 (別紙各階平面図案を参照)

- ・屋外階段の設置 (建築基準法の床面積へは算入しない)
- ・EV棟の新築(検討中)

3 履行期間

概算工事費算出資料提出 令和4年8月31日(水) (外観イメージ図、配置図、各階平面図、概算工事費の算出資料) 基本計画完成 令和5年2月28日(火)

4 業務の処理

- (1) 沼津市業務委託契約約款により契約し履行する。
- (2) 業務に当たっては、公共建築としての目的意識の上で設計を行う。
- (3) 受託者は、許認可関係機関と十分協議を行い、業務に必要な調査を十分行うとともに関係法令に基づいて資料を作成するものとする。
- (4) 受託者は、数パターンの外観イメージ図を、上記提出日までに作成すること。
- (5) 受託者は、業務の詳細について各種担当者と十分に調整を行い、次年度以降の基本設計、 実施設計及び現場施工に支障をきたさぬよう、整合性のとれた計画図書を作成しなければ ならない。
- (6) 受託者は、業務の進捗状況及び業務内容を市担当職員に定期的に報告しなければならない。
- (7) 受託者は、品質の低下を招くことのないよう十分に注意し、工期の短縮、公共工事コスト縮減に有効なあらゆる施策を積極的に取り入れること。

- (8) 設計図はCAD作成とし、線種・線番号は市担当職員と打ち合わせにより決定すること。 案内図・公図写し等でCAD作成しにくい図書はイメージデータで作成しても可とする。
- (9) 18か月間程度の工期で工事施工可能な設計とすること。ただし、受託者の提案によりこれを妨げるものではない。

5 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義が生じたときは、文書で提出するとともに、速やかに市担当職員の指示を受けなければならない。

6 貸与図書

- (1) 令和3年度 旧沼津市立西浦小学校校舎現況調査業務委託成果品
- (2) 本事業に関する検討委員会資料(他契約後の協議による)

7 計画図書の提出

- (1) 受託者は、完了日までに、1の(2)委託業務内容に掲げる成果図書を完成届とともに提出しなければならない。
- (2) 設計図書の原図・CADデータは、全て市の所有とする。
- (3) 設計図はCAD作成し、JW-CADWindowsファイルとしてCD又はUSBで提出すること。使用CADがJW-CAD以外の場合は、JW-CADWindowsファイルに変換して提出すること。これによることのできない場合については、市担当者と協議すること。

(4) その他

ア 完成書類用設計図書はA4判製本とし3部提出すること。

イ その他本業務の検討資料、打ち合わせ記録等を3部提出すること。

指 示 事 項

1 建築工事

設計に当たり次の事項については特に注意をすること。

- (1) 隣接建物である西浦保育所、常備消防庁舎や消防団詰所等の動線計画について十分注意を 払うこと。
- (2) 地区センター・市民窓口事務所・消防施設等の管理区分が、防犯上明確になるような平面計画を作成すること。
- (3) 他の関連工事と食い違いが生じないようにすること。
- (4) ユニバーサルデザインを考慮すること。
- (5) 工法・使用する材料等、工期短縮・コスト縮減を念頭に入れ、建設コストと維持管理コストを綜合的に考慮し、ライフサイクルコストの低減に努めること。
- (6) 本工事は公共建築の整備のための工事であり、会計検査の対象となるので作成調書は、だれが見てもわかるように整理すること。

2 電気設備工事

令和5年度以降に基本設計及び実施設計を実施するため、予備調査と設計を行うこと。

- (1) 必要機能を確保するための電気引込の方法について、計画を行うこと。
- (2) 他の関連工事と食い違いが生じないようにすること。

3 衛生設備工事

令和5年度以降に基本設計及び実施設計を実施するため、予備調査と設計を行うこと

- (1) 必要機能を確保するための上下水道の敷地内への引込方法について、計画を行うこと。
- (2) 他の関連工事と食い違いが生じないようにすること。

4 全体計画

- (1) 敷地測量は、令和5年度に実施する予定であるため、本業務委託では実施しない。そのため、敷地面積については、市から提供された数値を使用するものとする。
- (2) 隣接施設は保育所であるため、本施設の利用者、消防緊急車両及び保育所の利用者の動線に十分配慮した計画とすること。
- (3) 敷地内通路について幅員4mを確保する必要があるため、十分調査を行い設計すること。